

兵庫県弁護士会 2011年4月7日「緊急提言」の要旨

復旧・復興に向けた基本姿勢

- 復旧・復興・被災者の救済は、「人間の復興」を目的とすることを求めます。
- 地域の復旧・復興のあり方は、被災地自治体・被災者の意思決定を尊重してください。

災害救助法関連

- 災害救助法の弾力的運用・「一般基準」の拡大を求めます。
- 応急修理費は全壊でも支給してください。また「現金支給」を実施してください。

応急的な住宅確保

- 孤独死を避けるためにコミュニティに配慮してください。
- 応急修理や自力で仮設する建築物への助成等多様かつ柔軟な措置を求めます。

被災者生活再建支援法

- 原発事故や社会的インフラ破壊による長期避難世帯を早く対象として扱ってください。
- 面的に壊滅した地区については、調査を省略してり災証明を発行してください。
- 半壊家屋・地盤の半壊・生業に直結する事業用建物へも支援対象を拡大してください。
- 単身世帯の減額措置は撤廃してください。
- 基金に対する国の補助を大幅に増額してください。

要援護者に対する配慮と社会保障の改善

- 外国人・高齢者・障がい者・女性・子ども等要援護者について施設の利用・コミュニケーション・情報提供において障害や不当な差別が生じないように対応を徹底してください。
- 子どもの転編入学を柔軟に認め、震災孤児への未成年後見人等の支援を充実させてください。
- 被災地における保育・教育・医療・介護を無償化してください。

生活保護の適切な運用

- 被災地は生活に自動車が必要ですので保有を定型的に認めてください。
- 義援金、支援金など他の被災者支援施策による給付を収入認定しないように徹底してください。
- 災害を原因とする生活保護は国の責任で事業として広く行ってください。

労働者への対応

- 休業に対する補償・手当を充実させてください。
- 災害に乗じた解雇・雇止・派遣切りを取り締まってください。
- 被災者に対する雇用保険の支給期間の延長を求めます。
- 新卒内定未定者・内定取り消し等に対する生活支援を伴う職業訓練を開始してください。

義援金

- 義援金の第1次配分は震災発生から1ヶ月以内に早期に行ってください。

減税・免税措置等

- 利用不能な不動産の固定資産税の免除など税負担の減免措置を求めます。
- 雑損控除の繰戻し還付は給与所得者にも広報し、繰延べ期間は5年程度に延長してください。

災害弔慰金

- 障害見舞金は身障者手帳3級程度まで広げ、また上乘せ年金方式も検討してください。
- 弔慰金・見舞金とも一家の支柱か否かの差別は撤廃すべきです。

災害援護資金

- 保証人は不要とし、付保規定を撤廃してください。

□減免措置を広く設けて被災自治体の負担を減らしてください。

二重ローン

□二重ローンは深刻な課題です。二重ローンとならないよう債権者に対する無税償却制度の導入等の抜本的な対策を求めます。

中小事業者対策

□公私の低利融資制度の充実、農漁業に対する大胆な助成、公的な天災補償制度の無い商工業者への給付型補償制度等を求めます。

被災地における産業保護

□復旧・復興にあたっては地元産業を保護し、地元の雇用・消費を支援すべきです。

土地の買取請求・集団移転事業・境界画定事業

□海没土地等の国・自治体による買取請求制度を創設してください。

□公的負担で漁業施設を沿岸部に構築するなどの新たな事業方式を策定してください。

□早期かつ円滑な筆界確定のための特例制度を設けてください。

破産・民事再生の特例

□破産手続においては生活再建のために自由財産を大幅(400万円程度)に拡張してください。

□個人民事再生制度を上限額の引き上げ、弁済期間延長などで利用しやすくしてください。

罹災都市借地借家法

□混乱を避けるため不適用とするか、優先借地権等を除外して限定的適用にとどめてください。

廃棄物の処理

□大量かつ有害な廃棄物処理のため環境・健康に配慮し、解体も含め公費負担としてください。

復興交付金・復興基金の早期創設

□地方が自由に使える復興交付金と、きめ細やかに対応できる復興基金を早く設けてください。

被災地における現地法律相談

□被災者の不安緩和に巡回法律相談・出張法律相談が重要です。予算上の措置を求めます。

□要援護者の法律相談には臨床心理士等心のケアにも配慮した専門相談窓口等の配慮が必要です。

□自治体・ハローワーク・商工会議所・金融機関・農漁協等と弁護士会が共同した相談窓口が求められます。

□法テラスの情報提供業務を被災者向けに拡大すべきです。

士業連携組織の推進

□弁護士会など専門職能を持つ士業団体が連携した支援組織と、行政の支援・連携が不可欠です。

震災特別民事扶助

□震災関連事件に対する民事扶助の予算措置、資力要件の撤廃・緩和、対象の拡大等の特例措置が求められます。

ADR・民事調停

□円滑かつ早期の紛争解決のために行政の開設するADRが求められます。

□民事調停の申立手数料については罹災法の適用に関わらず免除すべきです。

原発事故について

□住民の不安防止のために正確かつ迅速な情報公開及び相談窓口の設置を求めます。

□原発労働者への安全衛生の徹底と、雇用形態に関わらない手厚い補償を求めます。

□原発事故による避難者・住民への手厚くかつ迅速な救援・補償措置を求めます。避難移転費用・風評被害・出荷制限による損失については全額かつ早期の補償を求めます。